

特殊関係 と 特別利害関係 の整理

	特殊関係	特別利害関係
共通		<ul style="list-style-type: none"> 法人に対する善管注意義務を履行することが困難と認められる利害関係 <法第38条：委任関係 ⇒ 民法第644条>
評議員	<ul style="list-style-type: none"> 法第40条第4項（対評議員） 規則第2条の7 法第40条第5項（対役員） 規則第2条の8 	<ul style="list-style-type: none"> 第45条の9第8項
理事	<ul style="list-style-type: none"> 法第44条第6項（対理事） 規則第2条の10 	<ul style="list-style-type: none"> 理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない <法第45条の16第1項> 第45条の14第5項 ⇒ 善管注意義務 + 忠実義務
監事	<ul style="list-style-type: none"> 法第44条第7項（対役員） 規則第2条の11 	

民法第644条

受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

（条文の趣旨と解説）

委任契約が当事者間の信頼を基礎とする契約であることに鑑み、報酬の有無を問わず、受任者が善良なる管理者の注意をもって委任事務を処理すべきことを定めます。

善管注意義務について（一般社団・財団法人法の逐条解説(P505)を要約）

- ・評議員、理事、監事及び会計監査人は、法人に対して、
- ・評議員、理事、監事及び会計監査人として通常要求される水準の注意を払って職務を遂行しなければなりません。

例えば、法人の運営判断や決算の承認に際して

「合理的情報収集、調査、検討等を行って、評議員、理事が要求される能力水準に照らして不合理な判断がなされなかった」

ということが、善管注意義務違反に該当する判断基準になります。

- ⇒ 合理的判断を行ったということが説明できることが重要であって、事後的・結果的に評価をするのではなく、判断の過程に問題がないというを第三者に説明できることが、基準となります。

具体的な例として、次の事例があります。

- ① 評議員の方と、直接、賃貸借契約をする場合
 - ・契約内容が目的と照らし合わせて、法人の目的に合致するか
⇒ 法人にとって必要な物件なのか
 - ・契約金額が不当に高価ではないか（不当に廉価ではないか）
⇒ 近隣の賃貸料と比較して妥当な金額か
- ② 評議員の方が関与している法人と物品の売買契約をする場合
 - ・当該法人と契約する根拠は、明確に説明できるか
⇒ 見積もり等を適正に比較した結果、他の法人では履行不可能等。

※ 報酬等規程の範囲内で、理事の報酬等を決定する場合については、「特別利害関係」には該当しないと考えています。